

(貨物自動車)

貨物運送追加約款

- 1 乙は、運送の安全確保と良好な事業運営ができるよう努めること。
- 2 乙の供給する貨物自動車は完全に整備調整された車両であり、運送中破損又は運転不能の事故が生じた時は速やかに完全な代車(他の貨物自動車)を回送するか、乙の負担において区の指定の場所に貨物を運ぶか、いずれかとする。
- 3 乙の供給する貨物自動車の運転手は、道路運送法その他関係法令の規定を厳守するものとする。なお、燃料、荷造、その他運送に要する費用は全て乙の負担とする。
- 4 乙は貨物の性質・重量・容積・運送距離及び運送の扱い種別等に応じて、運送に適するように荷造りする。
- 5 貨物の積み下ろしは、乙において行う。
- 6 天候状況の判断については、甲は速やかに乙に連絡し、協議するものとする。
- 7 美術品等の特殊な管理を要する貨物の運送については、標準貨物自動車運送約款(平成2年11月22日運輸省告示第575号)第14条の規定を準用することができる。